

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十八号

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例

広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(港湾振興事務所) 第十四条 (略)			(港湾振興事務所) 第十四条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
名称	位置	(略)	名称	位置	(略)
広島県広島 港湾振興事 務所	広島市南区出 島二丁目	(略)	広島県広島 港湾振興事 務所	広島市南区宇 品海岸二丁目	(略)

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。